
令和 6 年 第120回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

令和 6 年 9 月30日（月曜日）

議事日程（第 5 号）

令和 6 年 9 月30日 午前 9 時開議

- 日程第 1 第82号議案 令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 第90号議案 令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 第93号議案 令和 5 年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第94号議案 令和 5 年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第95号議案 令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第96号議案 令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第97号議案 令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第98号議案 令和 5 年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第99号議案 令和 5 年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 100号議案 令和 5 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 101号議案 令和 5 年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 102号議案 令和 5 年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 103号議案 令和 5 年度神河町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 104号議案 令和 5 年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第 105号議案 令和 5 年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第 106号議案 令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第82号議案 令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 第90号議案 令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 第93号議案 令和 5 年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第94号議案 令和 5 年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件

件

第95号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第96号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第97号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第98号議案 令和5年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第99号議案 令和5年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第100号議案 令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第101号議案 令和5年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件

第102号議案 令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件

第103号議案 令和5年度神河町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第104号議案 令和5年度神河町水道事業会計決算認定の件

第105号議案 令和5年度神河町下水道事業会計決算認定の件

第106号議案 令和5年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

日程第4 議員派遣の件

日程第5 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（11名）

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 小寺俊輔	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 澤田俊一
6番 吉岡嘉宏	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	藤 原 寿 一
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	入 江 多喜夫	上下水道課長	谷 総 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	黒 田 勝 樹		木 村 弘 美
税務課長	藤 原 一 宏	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	長 井 千 晴		北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高 階 正 三
	井 出 博	病院総務課長兼施設課長	
農林政策課長	前 川 穂 積		井 上 淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事		教育課長兼給食センター所長	
	岩 田 勲		児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事	
	石 橋 啓 明		宮 本 公 平
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事			
	高 橋 吉 治		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。会議を再開します。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 120 回神河町議会定例会の 5 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 第 82 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1、第 82 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

藤原資広委員長。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君） おはようございます。9 番、総務文教常任委員会委員長の藤原です。それでは、第 82 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）の審査報告をいたします。

9 月 2 日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました第 82 号議案につきましては、9 月 10 日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務

執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。質疑終結の後、討論はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告いたします。

まず、歳入でございます。寄附金で企業から10万円の指定寄附金ということだが、どこの企業からの寄附かの問いに対しまして、今回の10万円は企業版ふるさと納税で町外の企業だが、非公表の申出があったため企業名は申し上げられない。1件で10万円であるとの答弁でございました。

次に、歳出のほうです。民生費の社会福祉総務費で、負担金、補助及び交付金の定額減税に伴う調整給付金が2,804万円増額だが、この算出根拠を教えてくださいとの問いに対しまして、調整給付金の算出根拠については、対象者を2,410人で当初積算していたが、再度絞り込みをしたところ2,077人となった。また、平均的な給付額として、国から当初1人2万円と聞いていたが、少し余裕を見て当町は2万5,000円で積算していた。今回、新たに積算した額が4万2,500円ということで変更した。非常に給付額に幅があるが、平均で出していくのが合理的というところもあり、当町ではこれぐらいの金額ということで変更しているとの答弁でございました。

次に、民生費の心身障害者福祉費で、委託料の障害者自立支援給付システム改修委託料60万5,000円は、どんな改修をしたのかの問いに対しまして、障害者自立支援給付システム改修委託料は、障害のある3歳から5歳までの子供たちの児童発達支援のサービス利用負担が2019年10月1日から無償化となっているが、このたび支給決定通知書と受給者証が国により標準化されるため、その印字等のシステム改修費である。詳しくは国から令和6年度の下期に発表されるため、事前に予算化するものであるとの答弁でございました。

次に、商工費関係でございます。商工費の委託料で砥峰高原自然交流館管理運営委託料340万4,000円が上がっているが、特定財源で県から311万9,000円、一般財源で28万5,000円となっている。28万5,000円の一般財源は、県が認めない事業分だと思うが、どんな事業なのかの問いに対しまして、兵庫県から令和6年度予算編成時に砥峰高原自然交流館管理運営事業の県委託金は685万円になる旨の連絡を受けていたが、最終的に契約を結ぶ際に656万5,000円に減額になったため、差額28万5,000円を一般財源で充当して補うものであるとの答弁でございました。

次に、教育費関係でございます。教育費の事務局費の委託料でスキー実習事業委託料が135万8,000円の増額補正となっているが、なぜ当初予算でこの計画ができなかったのかの問いに対しまして、スキー実習については例年1月、2月に実施している。その後、学校で事業実施の検証を3月に行い、翌年度事業、学年事業の見直ししたところ今回の変更が生じたもので、当初予算に間に合わなかったとの答弁でございました。

次に、今回、小学1年生、4年生、そして、中学2年生を中学1年生に変更して、泊

まりがけのスキー実習ということだが、135万8,000円で補えるのかの問いに対しまして、これまで中学1年生がハチ高原に行っていた分は、基本的に保護者負担であった。2年生は1日分は公費負担だったので、2年生で行っていた1日分を今回1年生の分とし、2分の1を公費負担、2分の1を保護者負担で実施するものであるとの答弁でございました。

最後に、教育費の中学校管理費の中に修繕料70万7,000円とあるが、この内容を教えていただきたいとの問いに対しまして、補正要因は中学校のエアコンの修繕で、エアコン2基が故障している。うち1基はインバーター基盤の故障、もう1基は室内機のモーターの軸ずれが生じており、この2基の修繕工事であるとの答弁でございました。

以上が主な質疑応答の内容でございます。なお、詳細については審査報告書を御覧してください。また、タブレットには会議録を掲載されておりますので、併せて御確認を願いたいと思います。

これで第82号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第2号）の審査報告を終わります。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。お疲れさまでした。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第82号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第82号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第2 第90号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、第90号議案、令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

審査を付託しておりました民生福祉常任委員会の審査報告を求めます。

松岡宣彦委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（松岡 宣彦君） 皆さん、おはようございます。7番、民生福祉常任委員会委員長の松岡です。それでは、第90号議案、令和6年度神河町水道

事業会計補正予算（第２号）の審査報告をいたします。

９月２日の本会議において、民生福祉常任委員会に審査を付託されました第９０号議案につきましては、９月１０日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。

まず初めに、本審査の内容報告です。第９０号議案、令和６年度神河町水道事業会計補正予算（第２号）で計上されている水道施設再編推進事業更新工事に係る債務負担行為は、令和６年度と令和７年度の２か年で事業執行を行うため、本来であれば令和６年度の当初予算で計上すべき事項でありました。しかしながら、事務手続の不備により当初予算への計上が漏れてしていました。そして、債務負担行為の手続ができていない状況のまま、あろうことか、入札執行が行われたのです。そのため、現在も落札業者との工事請負契約ができない状況となっています。今後、二度とこのような手続の不備が起こらないようにするため、再発防止等について以下のとおり質疑応答が行われました。

それでは、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告いたします。

まず、今回提出された再発防止案によって、危機管理、リスク管理されるということだが、形骸化しないように定期的に確認、検討会を開催し、問題が発生する前に防止策を講じるなど、その都度改善に努めてもらいたいという意見に対し、試行錯誤しながらのやり方になるが、テーマを決めて、定期的に研修会を開催できればと考えるという答えでした。

次に、課内における報告、連絡、相談、いわゆる報・連・相はどのような形態で行われているのかという問いに対し、毎朝の課内ミーティングで行っている。また、毎月１回、課内の管理職会議で、課内のチェックを行っているという答えでした。

次に、今回の事件はヒューマンエラーが大きな原因だと思われる。つまり、人間の考え方や思い過ごし、思い込みといった軽い気持ちから発生したもので、気の緩みが大きな原因だと考える。この辺り、もう少し踏み込んだ対策が必要ではないかという問いに対し、課内の職員を信頼し過ぎて、チェック体制ができていなかったのも原因であるということから、チェック表の見直し改善とダブルチェック方式を取り入れる。また、職位職責に合った研修や勉強会も考えていきたいという答えでした。以上が主な質疑応答の内容です。

質疑終結の後、賛成討論がありました。賛成討論を小寺俊輔委員から意見がありました。内容は次のとおりです。本補正予算の主たる部分である債務負担行為は、本来ならば当初予算で示されるべきものである。また、原因である担当職員や課長の確認不足、入札審査会でのチェック不足など、度重なる不手際で、予算がついていない状態のままで入札が執行されたことは甚だ遺憾である。町長をはじめ執行部各位は、今回の事案を職員全体で共有し、もう二度と同じ過ちを繰り返さないように、再発防止に努めていただきたい。しかしながら、今回の事案については、もう既に入札が執行され、業者との

仮契約まで完了しており、本議会で否決すれば工事契約の解除となり、損害賠償責任が発生する可能性があるばかりか、今後、建設業界から当町への不信感も募ることとなる。そういった理由から、本会議で否決することは当町にとっては様々な不利益が予想されるため、委員各位におかれましては、賛成に賛同を願うという内容の賛成討論でした。

そして、採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては原案のとおり可決することに決定しました。なお、詳細については、審査報告書を御覧ください。また、タブレットには議事録も掲載されておりますので、併せて御確認ください。

これで第 90 号議案、令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）の審査報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。お疲れさまでした。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 90 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 90 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 3 第 93 号議案から第 106 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3、第 93 号議案から第 106 号議案までの 14 件の令和 5 年度各会計決算認定の件を一括議題とします。

14 議案について審査を付託しておりました決算特別委員会の審査報告を求めます。
栗原廣哉委員長。

○決算特別委員会委員長（栗原 廣哉君） 皆さん、改めまして、おはようございます。決算特別委員会委員長の栗原です。決算特別委員会の審査内容を報告いたします。お手元の審査報告書を御覧ください。

まず、審査の経過であります。去る 9 月 5 日の本会議において、当委員会に審査を付託されました第 93 号議案、令和 5 年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件から第 106 号議案、令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件までの 14 会計の決算認定について、9 月 12 日、議長と議会選出の監査委員を除く 9 名の委員により審査を

行いました。

審査に当たっては、議会が議決した予算が適正・妥当に執行され、町民の皆様が安全で安心して生活できるよう、かつさらなる福祉の向上につながっているかを評価し、その改善点を今年度の予算執行、次年度の予算編成に生かしていただくことを主眼に審査を行いました。

次に、審査結果であります。第93号議案、令和5年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件については、審査終結の後、藤森委員から反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で当委員会として決算書のとおり認定することに決定しました。なお、採決の後、藤森委員から神河町議会基本条例第11条第7項の規定により、本会議においても反対の立場を取る旨の意思表示がありましたので、御理解願います。

審査の結果に戻ります。第94号議案、令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件から第106号議案、令和5年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件については、いずれも質疑終結の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で、当委員会として決算書のとおり認定することに決定しました。

それでは、審査内容について、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告します。なお、事業の内容そのものについて説明を求める趣旨の質問については、報告書への記載を割愛させていただきましたので、御了承ください。

第93号議案、令和5年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件。まず、歳入は質疑ございませんでした。

歳出、総務費であります。播但線利用促進事業は、JR西日本が寺前駅より北の再編の可能性を示唆されたことにより、JR播但線存続のために沿線自治体が協力して少しでも利用客を増やそうとする事業であるが、1年間事業を行い、どのような効果があり、今後、どのように展開していくのか。アンサー、播但線の利用促進では、徐々に輸送密度は増えてきているが、令和5年度の結果としてはまだまだ新規の利用客は少ない状況なので、今後は新規の利用客を増やせるように努力していきたい。

次に、通勤の定期券補助に限って言えば、ただの通勤手当の補助で利用促進になっていない。もう少し制度を見直し、3年目の令和7年度は新規の利用者の促進につながるよう制度設計できないかという質問に対し、アンサーは、令和6年度の様子をもう少し見た上で、変更も含めて利用促進を検討したいという回答でした。

次に、デマンド型バスを2台購入しているが、事業化が一向に進んでいないように見受けられる。今はどのような形で進んでいるのかという質問に対して、本年度、スクールバス等の検討というところも進めているが、デマンド型交通の運行の時間帯での小・中学校の児童生徒の下校にデマンド型交通では対応できないという課題が解決しておらず、現状、まだ新田作畑線、上小田線についてはデマンド型交通が導入できていない。

次に、デマンド型交通については、交通弱者の方、高齢者の方の対策が一番大切であると思っている。車両を購入したならば、それを早く利用するよう進めるべきではない

かという問いに対して、令和6年度中にスクールバスも含めた検討結果を出し、令和7年度中にはスクールバス等をどうするかという方向も出せると思う。デマンド型交通で買った車両についても、できるだけ早く動かせるように努力していきたい。

次に、まだ何もされていない地域については、試行運転だけでもして、地域の方の御意見を聞き、そして利用につなげてはという形で、前向きに一つ一つ進んでいかなければ何もできないのではという質問に対して、運送法の関係で、今は同区域内で同時時間帯に二重でバスを走らせることができない状況であるが、できる限りコミュニティバスとデマンド型バスを二重に走らせるという試行運転についても、株式会社ウイング神姫と検討しており、その中でデマンド型交通で購入した車両を使えるように検討を進めている。

次に、コミュニティバスと二重に走らせる調整ができていないまま、車両を購入したことは失敗だと考える。やはり、いろんな形の問題点を解決してから初めて車両を購入するのが順当ではないかという質問に対して、購入した車両が今利用できていない実態については大変申し訳なく思っている。試行運転等も含めて早急に利用できるよう今後進めていきたいという回答でした。

次に、神河町の将来を見る中で、マンネリ化行政と言われるのではなく、若い職員の知恵やアイデアとともに、新たな行政に向かうよう研修も十分していただきたいがという質問に対して、職員に研修の機会を保障していくことは、我々執行部としての任務であると捉えている。職員、年代別に県が実施する研修に参加しているが、それ以外に地域活性化に向けてのいろんな研修があるので、できるだけ若い職員に照会をかけて、参加してもらおう取組もしている。

次の質問です。若い職員とともに知恵を出して事業を進めるということで、栗賀小学校跡地の事業についても、プロジェクト的なものを立ち上げて、若い職員と一緒にということも言ったが、若手職員と一緒にやったというような事業はあるかという質問に対して、長期総合計画については、若手職員と2回ワークショップの場を持って意見収集を行った。また、今年の地域創生総合戦略の中でも若手職員との場を持っており、こういった施策について若手職員の意見を反映する場を持っている。

次の質問です。栗賀小学校跡地整備工事は資材の高騰により2回の入札が不落となり、随意契約という形で現在工事が進んでいるが、この契約についてどのように受け止めているかという質疑に対して、不落の結果、最終的に応札していただいた最低価格の事業者と随意契約したが、不落の要因については基本的に物価高騰やウクライナ戦争、人件費の増があり、行政側がそれらに即座に対応できなかったことが一つ。もう一つは、この事業は物価高騰の最中に令和5年度、6年度の2か年で事業を行うため、さらなる物価高騰など不確定な要素があり、総事業費や設計金額が読みづらいという業者側の懸念によって応札金額が高くなるという傾向があった。今後は、そういった物価高騰についても即座に対応できるよう、設計単価等の情報を仕入れるということも工夫していき

たい。

次に、随意契約でデメリット的なものがあるかという質問に対して、基本的には大きなデメリットはないと思っている。

次の質問です。入札参加資格の中で、請負金額の10%以上は地元業者を下請とするという条件が入っているが、行政としてちょっと言いにくいなど、そういうデメリットはないかという質問に対して、10%以上の下請について努力してくださいというところで契約し、今現在においても10%はクリアするように伝えているので、デメリットとは考えていない。

今回、資材高騰で入札が不落になったが、もう二、三年早く結論が出ておればこういうことは避けられたのではないか。これは結果論だが、ほかの事業においてもスピード感が必要だと思うがという問いに対して、現在、建設中の栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設については、着手に至るまで我々執行部としてスピード感を持って計画を具体化し、着手に至ったというふうに捉えている。

次に、神戸大学医学部への先端技術開発寄附事業の年間3,000万円の寄附はこれからも続くのかという質問に対して、3,000万円の寄附はしてあるが、医療収益という分野においてそれ以上の効果が発生するのであれば、これは大きなメリットであると捉えている。毎年、神戸大学と協議をしながら寄附しているが、来年度どういう形になるか、新年度予算を組む段階でこの協議をして方向性を定めていきたい。

次、民生費の質問です。ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助を必要とされる方が会員登録し、協力会員から育児の援助の提供を受けるという大変すばらしい事業だと思うが、令和5年度の決算は実績なしのゼロ円、令和6年度の予算は1,000円の科目設定だけで、非常に消極的な状況である。この事業を実施するに当たって、町民に積極的に利用してもらうよう行政はどのようにPRしたのかという質問に対して、事業を始めた際は広報等で積極的にPRし、多くない利用件数ではあったが事業実績もあった。その後も預けたいという声はあるが、預かってもいいという方の数がないので、マッチングがうまくいかず事業としては非常に苦しい状態である。その理由の一つは、一定研修に行っていた上で、事業の趣旨に沿って子供を預かっていただく必要があるからで、今後、ファミリーサポートセンター事業がいいのか、こども誰でも通園制度という制度も創設される予定なので、それらの事業を精査しながら、必要な町民の方に事業提供できるよう考えていきたい。

これに対して、発足当初はPRや募集をしていたが、令和5年度は何もしていないので、事業を知らない町民が多いと思う。ここで別の事業に転換するのではなく、事業自体をもう一度原点に戻って頑張り、よりよい子育てができる町を目指してほしい、これに対する回答として、制度周知も含めて、町民への情報発信を行いたい。

次に、飛びまして、商工費です。観光施設等管理事業で、令和5年度のグリーンエコー笠形の修繕費が710万円、ホテルモンテ・ローザの修繕費が574万円だが、どち

らの施設も毎年のように修繕して、時には一部休業期間もあったと思う。観光、交流、そして定住を掲げている山名町政にとって、観光施設はなくてはならないものである。今後、この2施設をどのように維持していくのか、今までどおり場当たりの修繕をいつまでも繰り返すのではなく、しっかりと経営分析して、必要であれば大規模修繕を行ってでも施設を維持していくなどの考えは。アンサー、グリーンエコー笠形は建築から経過年数41年、ホテルモンテ・ローザは経過年数26年と、一番古い施設となっている。神河町の公共施設等総合管理計画、また観光施設保全活用整備計画を基に計画を立てていきたい。

次に、土木費です。令和5年度から河川の環境整備事業が始まり、町管理の河川等においては順調とは言わないが進んでいる。ただ、区要望等に含まれる県管理の河川については非常に遅れているというか、区要望がまだまだ届いていない。少しでも早く区要望に応えられるように、特に県のほうにも言ってもらいたいという質疑に対して、区要望ではたくさんの河川の環境整備や草刈り、立木の伐採が出てきているので、県にはその都度強く要望している。しかし、県の実情もあり、町がやらざるを得ないところもある。県には引き続き強く要望していきたい。

次に、総括質疑です。過疎債について、令和5年度の起債総額約1億5,000万円のうち病院の寄附講座、医師修学資金のいわゆるソフト事業に3分の1程度の5,150万円が充当されている。過疎債は本来、施設整備、集落の維持・活性化、地域医療の確保など都会との地域格差是正として、過疎地域の持続的発展のために使われるべきである。地域医療の確保の観点であることは理解するが、効果が全く体感できていない。こういった使い道が正しいかどうか分からないが、もっとほかに使い道、充当先があるのではないかと思うがという問いに対してです。大きくトータル的に町の中を見ると、病院の経営部分を町が支援していくのも過疎対策の一環として非常に大切な部分だと考える。もちろん効果の検証は必要である。この辺りを議論の中で整理し、本来は直面する人口対策や若者対策が過疎の解消につながっていくコアな部分なので、それに対応できるのはハードではなくてソフト的なところということで、過疎債については議論の中でそういった方向に変更はしていくべきと考える。

次の質問です。過疎債は有利な起債なので、人口減対策や教育に特色を出すような町民に直接関係する、目に見えてくる、そういったところに充てていただきたい。これに対して、新年度予算において、こういった振り分けをするかしっかり協議をしていきたいと考える。

次に、山林や農地の活用による雇用創出ということで、それなりの事業を展開したということであるが、雇用は発生したのか。今年度、令和6年度になるが、事業の中で株式会社山田営農に地元の企業に勤めている方が新たに就職し、構成員として頑張られているという実績は1件把握している。

次の質問です。これからは山林や農地の重大性を加味していけば、やはりもっと力を

入れてもいいのではないかなと思うが。アンサー、町の８７％を占める山林をいかに再生していくかということが重要であり、限られた農地の中で、いろいろと営農組織も頑張っている。もっと頑張れるというような気持ちになっていただけるように町政を進めようということで、農林政策課という課も設置し、令和６年度からは担当の参事も配置している。今後も山林部長会を開催し、集落の山林部長だけではなく、中はりま森林組合、また県の担当部署としっかり将来を見据えた山のビジョンをつくっていかねばと考えている。

次の質疑です。農地の荒廃も跡取りがないという形で、これからも大変な問題が起きていくのではと予想される。農地をいかに守っていくかということも大変大事な施策だと思うので、農地も山林も一緒にしっかり考えていただきたい。アンサー、荒廃している農地と今後も引き続き農業を進めていく農地のすみ分けも行いながら、地域計画を策定し、それに基づいて農業の振興に努めていく。

次の質疑です。今後、ますます経常収支比率の悪化が見込まれる中、どうやって経常経費を減らしていくのか。アンサー、経常収支比率が高くなっている原因は、人件費が上がっていることと公債費の償還が増えてきていることである。経常経費の削減については委託料や物件費関係が主になるが、その削減に取り組む必要があると思っている。多くの課にまたがって関連してくるので、それぞれの管理職が経常収支を抑え、効果的に事務を進めていくということをしっかりマネジメントしていきたいと考える。また、実質公債費比率については、神河町の財政、経営状況を国や県が評価する判断比率なので健全化を示す必要がある。極端にインフラを抑制するのではなく、必要な部分についてはしっかりと財源を確保しながらやっていくということで、経費の平準化など組織として課題に取り組んでいきたい。

町としてやらなければならない事業をしっかりやっていただきたいが、経常収支比率は悪化する方向で、起債もどんどん膨らむ一方なので、事業の選択と集中が大事になってくると思うがという質疑に対して、財政の健全化については選択と集中が必要である。事業については３年を一つの区切りとして、継続するか廃止するかを勇気を持って判断しなければ状況は変わらないと考えている。これからの行政運営、財政ともに協議しながらうまくバランスを取っていきたい。

次に、１０４号議案の令和５年度神河町水道事業会計決算認定の件の中で質疑がありました。

老朽管の更新について、令和５年度も水道管路緊急改善事業として３３５.２メートルの更新をしているが、総延長２００キロメートル以上ある水道管全体から見ると１％にも満たない更新率である。当町の水道料金が高額な理由として、水道管の更新を上げられているが、この更新率ではいつまでたっても水道料金は安くならない。当町には過疎債や辺地債といった大変有利な起債もある。これらを活用すれば、それほど財政に負担をかけずにもっと更新の速度を上げることが可能だと考えるがという質疑に対して、平

成30年から管路の更新工事を本格的に国の補助事業を受けながら実施しているが、先に配水池の老朽化が進んでいるのでそちらを優先しており、近年、少し管路の更新が遅れている。特に管路の更新が進まない理由としては、国の補助が3分の1ということで、低補助ということもある。配水池の大きな工事が令和6年度、7年度で終わるので、その後はスピードアップして管路の延長の更新をどんどん延ばしていきたい。有利な過疎債を活用できないかという要望も行っているが、今のところ回答がない。

次の質疑です。過疎債や辺地債が水道の管路敷設に使えるかどうかは県との協議次第だと思うが、この更新率でいくと水道料金は上がり続けていく方向でしかない。県下ではほぼトップの高額料金が上がり続けて、果たして神河町に住んでいただける選択があるかということもいつかは出てくると思う。令和6年度から所管が国交省に移管されたなら、国交省に出向いて補助をお願いするなどといった働きかけをしてほしい。アンサー、過疎地域で組織している協議会で水道料金、下水料金の平準化や高い部分の交付税算入措置について意見書という行動も起こしている。もっと具体的に神河町として要望書を上げていくこともできるので、今後、その方向で取り組んでいく。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はございませんでした。

上記以外の特別会計、事業会計については特筆すべき質疑はなく、討論はありませんでした。詳細については審査報告書に記載のとおりです。

なお、委員長として閉会の挨拶の中で、今年も決算審査の質疑に対してははっきりと答弁できない場面があり、当委員会に説明員として出席するに当たり、準備不足と言わざるを得ない状況がありました。職員研修の質疑もありましたが、町長ほか特別職の方々に職員の指揮監督を切にお願いいたします。

以上で決算特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。お疲れさまでした。

これより議案ごとに討論、採決をします。

まず、第93号議案、令和5年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。第93号議案、令和5年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件につきまして反対討論をいたします。

令和5年度決算は、歳出における人件費、公債費に充当した経常一般財源額の大幅な増加であり、実質公債費比率は前年度の0.2ポイント悪化し、11.9%となりました。実質収支額は1億6,362万円の黒字となり、評価をいたしております。

しかしながら、栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設の事業におきましては、資材が高騰し２回の入札が行われましたけど、不落となり、随意契約となり、工事費も上がり、契約にうたっている地元事業１０％の工事も厳しい状況であります。この栗賀小学校跡地利用については、過去、公立神崎総合病院の新築移転をするかという検討がなされました。しかしながら、東京オリンピックが決まり、工事費が高騰し、予算的にも厳しいということで断念をしました。その後、５年余りの検討期間があったにもかかわらず、今回の物価高騰であるときにこの入札が行われるということになりました。もう少し早く決断をすればこういう事態にならなかったと思います。遅かったのではないかと町長にいただいたところ、答弁では遅くないという答弁でありましたが、私はそうは思っておりません。このことは全ての事業においても言えると思います。事業へのスピード化を求められるのではないのでしょうか。

例えば、教育委員会の子ども会関係もそうであります。コロナ禍の影響で球技大会ができていない状態が続いております。互いの親睦交流の事業であり、会役員のしませんの声で中止状態が続いております。コロナがインフルエンザと同じ５類になったとき、行政のほうからやります、やりましょうとの、なぜ指導ができなかったのでしょうか。子供たち、保護者も待っている方が多くあります。少しでも早い決断をすべきでなかったのでしょうか。

また、施設備品等においても、町のイメージを大きく下げることがありますので、早い対応が望まれます。

今回の決算特別委員会には神戸国際大学の学生の方が傍聴に来ておられました。後で意見を聞くと、何を言ってるのか、何をやっているのか分からない。質問に対しての回答が回りくどい。無駄にたくさんしゃべり過ぎだという、こういう意見聞いております。まさにそのとおりだと私も思っております。また、質疑に対し、答弁が返ってこない、後の報告では質疑に集中できません。いつしか言った言葉であります、仏作って魂入れずであります。幾らいい事業をしても、一番重要な部分が欠けている、質疑の説明ポイントがずれているのであります。また、一番やってはいけないのが、採決後の間違い訂正であります。決算審議のやり直しをするのですか。案件によっては訂正報告では済まされません。人事評価、職員研修での質を向上し、モチベーションアップのことだが、何をしているのか疑われます。

決算特別委員会閉会のときの栗原廣哉委員長の言葉の中に、即時の答弁がない、間違い訂正は許せません、しっかり精進していくことを望みますという言葉がありました。同じことを何回、委員長のほうから言わすのですか。しっかり肝に銘じ、出された質疑、意見を十分受け止めて、事業執行に当たれることを申し入れ、反対討論といたします。

○議長（澤田 俊一君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 反対討論はございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第 9 3 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立多数であります。よって、第 9 3 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 9 4 号議案、令和 5 年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 9 4 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。よって、本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 9 4 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 9 5 号議案、令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 9 5 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 9 5 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 9 6 号議案、令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 9 6 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 9 6 号議案は、認定すること

に決定しました。

次に、第 9 7 号議案、令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 9 7 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 9 7 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 9 8 号議案、令和 5 年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 9 8 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 9 8 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 9 9 号議案、令和 5 年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 9 9 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 9 9 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 1 0 0 号議案、令和 5 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 1 0 0 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 1 0 0 号議案は、認定するこ

とに決定しました。

次に、第１０１号議案、令和５年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第１０１号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第１０１号議案は、認定することに決定しました。

次に、第１０２号議案、令和５年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第１０２号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第１０２号議案は、認定することに決定しました。

次に、第１０３号議案、令和５年度神河町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第１０３号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第１０３号議案は、認定することに決定しました。

次に、第１０４号議案、令和５年度神河町水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第１０４号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第１０４号議案は、認定するこ

とに決定しました。

次に、第１０５号議案、令和５年度神河町下水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第１０５号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第１０５号議案は、認定することに決定しました。

次に、第１０６号議案、令和５年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第１０６号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第１０６号議案は、認定することに決定しました。

日程第４ 議員派遣の件

○議長（澤田 俊一君） 日程第４、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第１２９条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっております。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、別紙のとおり、議員派遣することに決定しました。

日程第５ 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（澤田 俊一君） 日程第５、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。各常任委員長、議会運営委員長申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして、第 120 回神河町議会定例会を閉会します。

午前 10 時 04 分閉会

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は 9 月 2 日に開会され、本日まで 29 日間の会期でありました。町長から提案されました議案は、報告 1 件、人事案件 1 件、条例の一部改正 4 件、令和 6 年度各会計補正予算 11 件と令和 5 年度各会計決算認定 14 件の計 31 件でありました。

令和 6 年度一般会計補正予算（第 2 号）は総務文教常任委員会に、令和 6 年度水道事業会計補正予算（第 2 号）は民生福祉常任委員会に、令和 5 年度各会計決算認定は決算特別委員会にそれぞれ審査を付託し、いずれも精力的に審査を行っていただきました。その御労苦に対し、厚く御礼を申し上げます。

各議案とも議員各位の慎重なる審議によりまして、適正、妥当な結果が得られました。議員各位の御精励と御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問には 4 名の議員が登壇し、町政全般を執行部にただし、議員自らの政策提案を行いました。

町長はじめ執行部の皆様には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提出、説明などに真摯なる態度で臨んでいただきましたこと、深く敬意を表します。審議の過程において議員各位から述べられました質疑、意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力賜りますよう切にお願いを申し上げます。

さて、後になりましたが、9 月 21 日から続いた能登半島豪雨によりまして、石川県では 1 月の震災に追い打ちをかけるように甚大な被害が各地で発生しております。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に衷心よりお見舞いを申し上げます。

迅速な救援、復旧が求められている中、兵庫県は関西広域連合における災害対応の中核を担う立場にあるわけですが、斎藤前兵庫県知事は被災地の方々の心の痛みを思いを

はせられたでしょうか。御自身のことで精いっぱいでは県政の停滞は明らかでありました。一日も早く選挙で県民の負託を受けた新たな知事による兵庫県県政の建て直しと信頼回復を切望するところであります。

結びに、記録的な猛暑も彼岸が過ぎ、ようやく秋の訪れを感じるようになりました。皆様方におかれましては体調に御留意され、住民福祉の向上と町政発展のためにますます御尽力賜りますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第120回神河町議会定例会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

2日から始まりました9月定例会でしたが、慎重に御審議をいただきました御労苦に對しまして、心からの敬意と感謝を申し上げます。

今定例会には条例改正、令和6年度補正予算、令和5年度各会計の決算認定ほか、上程いたしました案件につきまして、真摯な御論議、御助言の中、承認、可決、認定賜り、誠にありがとうございました。

本会議あるいは決算特別委員会等では、過疎債の充当事業、林業・農業の活性化、人口減少と今後の財政状況についての御意見、一般質問では、4名の議員より消防団員の確保、人事評価制度、保護司業務への行政支援、不登校対策、コンパクトシティー化等について質問がありました。その他、監査委員の決算審査の御意見、また本会議、総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会並びに決算特別委員会での御意見につきまして、執行部一同真摯に受け止め、より一層の適正な行政運営、予算執行、あわせて令和7年度予算編成につなげていく所存でございます。

その中で、決算認定の反対討論で、粟賀小学校跡地利用についての事業計画の進め方について、スピード感がないことが結果、社会情勢としての物価高騰時期と重なって、2回の入札が不落になったとの御指摘がありました。昨年も同様の御意見をいただいたところではございますが、跡地活用につきましては、まずは跡地活用の基本的ルールに基づき、当該小学校区の地域の皆様と行政で組織しました検討委員会で丁寧な議論を交わしながら基本構想を策定し、ブロック別町長懇談会あるいは住民の皆様からの意見聴取もさせていただく中から、基本計画を策定、まずは民間活力での跡地活用、いわゆるPFI事業で広く募集をいたしました。結果は我々が思い描くPFI方式での跡地活用とはならなかったため、整備方式を根本から見直し、直営での整備方式に至り、その後、議会常任委員会ははじめ、本会議の中で議員各位と意見交換させていただき、定例議会に上程をし、議決いただき、今日に至っているわけでございます。したがって、執行部といたしましては、住民の皆様、議会ほか真摯に対応させていただきながら、スピード感を持って進めてきた事業であることを再度申し上げさせていただきます。なお、当該施

設の進捗率は工程表のとおりに進んでいるところでございます。公園・図書コミュニティ施設はこれまでも申し上げていますとおり、神河町民はもとより、周辺地域の方々、老若男女が集える神河町のシンボルにとどまらず、このエリアのランドマークとなるような施設を目指し、神河町の地域創生の一翼を担う施設を目指し、しっかりと完成させてまいります。

さて、台風14号と秋雨前線がもたらした線状降水帯による能登半島豪雨災害は、大きな爪跡を残しました。能登半島地震による倒壊家屋処理のライフラインの復旧途上の中でのこのたびの豪雨災害、犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に重ねてお見舞い申し上げます。そして、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。神河町は関西広域連合の構成町としても支援要請があれば、直ちに対応することといたします。

次に、国内情勢では、27日任期満了に伴う自民党総裁選挙が執り行われ、高市早苗氏と石破茂氏による決選投票の結果、石破茂元幹事長が自民党総裁に選出されました。石破氏は明日、10月1日、召集予定の臨時国会で首相指名選挙を経て、第102代の首相に就任される見通しであります。御承知のとおり、石破総裁は初代地方創生担当大臣として、地方に光を当てる各種政策を展開され、御活躍されました。このたびの総裁選挙においても、地方創生の加速化をうたわれていたことから、これからの地方創生の新たな政策展開を大いに期待するところであります。

また、兵庫県の斎藤知事のパワハラ行為ほか、文書問題については、兵庫県議会百条委員会において、その真実が明らかになりつつある中、9月19日、兵庫県議会において知事への不信任決議案が全会一致で可決されたことを受け、斎藤兵庫県知事は29日をもって失職し、50日以内での知事選挙が執行されることとなりました。既に出馬の態度を表明されている前斎藤知事と新たな候補者との選挙となりますが、この間、停滞を余儀なくされている兵庫県政を軌道修正して、職員はじめ兵庫県議会、兵庫県民の信頼を確立できる知事を選ぶ重要な選挙となってまいります。行政としても投票率向上のための啓発活動を強化してまいります。

結びに、彼岸も過ぎてようやく秋を感じる今日この頃です。10月6日は第5回神河ヒルクライム、各集落では秋祭り、そして神河の山々は色とりどりに紅葉をし、砥峰高原のススキも太陽の光を浴びながら金波銀波に輝きを増してまいります。同時に多くの観光客でにぎわうことでしょう。その一方で、秋の深まりとともに、朝夕の寒暖の差も厳しくなってまいります。議員各位には、健康管理十分にさせていただきますとともに、引き続き町政運営に御支援、御指導を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前10時16分